

議提第12号

小松島市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和3年9月30日

小松島市議会議長 廣田和三殿

提出者	小松島市議会議員	井村 保裕
	〃	米崎 賢治
	〃	出口憲二郎
	〃	池渕 彰
	〃	南部 透
	〃	松下 大生

小松島市議会会議規則の一部を改正する規則

小松島市議会会議規則（昭和42年議会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムを活用した会議）

第94条の2 小松島市議会委員会条例（昭和42年小松島市条例第18号）第15条の2第2項の規定により委員長に申し出して、オンライン会議システムにより会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第105条第1項、第115条第2項、第124条及び第126条の出席委員とする。

2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第114条第1項中「出席」の次に「（オンライン会議システムを活用した出席を含む。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改める。

第123条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条中「を起立」の次に「又は挙手（オンライン会議システムを活用した会議にあつては挙手）」を、「起立者」の次に「又は挙手者（オンライン会議システムを活用した会議にあつては挙手者）」を加える。

第124条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議においては、投票で表決をとることができない。

第126条中「起立」の次に「又は挙手（オンライン会議システムを活用した会議にあつては挙手）」を加える。

第130条第1項中「説明」の次に「（オンライン会議システムを活用した説明を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。